

●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。

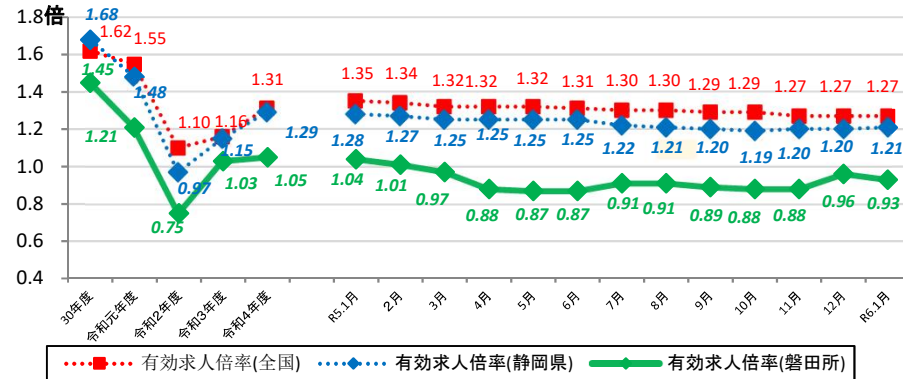
発行 ハローワーク磐田
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

➤ ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(1月)



- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- ◎有効求人倍率(実数値)は、0.93倍となり、前月を0.03ポイント下回りました。(前年同月を0.11ポイント下回った。)
- ◎新規求人倍率(実数値)は、1.37倍となり、前月を0.72ポイント下回りました。(前年同月を0.20ポイント下回った。)
- 新規求人数は対前年同月比において運輸業・郵便業、宿泊業、飲食サービス業などで増加し、建設業、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉などで減少しました。規模別では、100人～299人規模の事業所からの求人が58.7%増加しました。
- 新規求職者数は前年同期比13.4%増加しました。物価高の影響等によりパートから正社員を希望する方や、求職活動を開始する高齢者の方などが増加しています。

有効求人倍率の推移



	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1
全国	1.35	1.34	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27
静岡県	1.28	1.27	1.25	1.25	1.25	1.25	1.22	1.21	1.20	1.19	1.20	1.20	1.21
磐田所	1.04	1.01	0.97	0.88	0.87	0.87	0.91	0.91	0.89	0.88	0.88	0.96	0.93

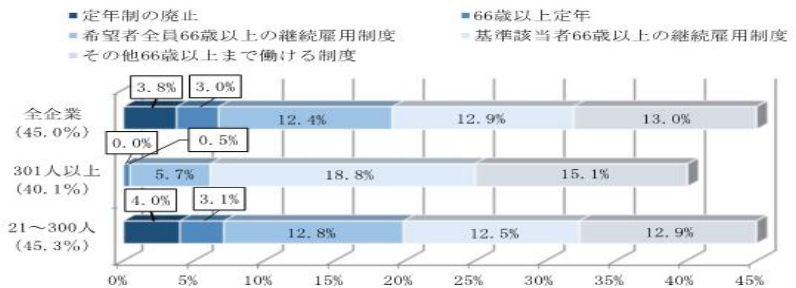
(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。
季節調整については、令和4年12月以前の数値については新季節調整替えを行っています。
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

➤ 令和5年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果(抜粋)



静岡労働局が公表した令和5年「高齢者雇用状況等報告」(6月1日現在)の集計結果の一部をご紹介します。
「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢者雇用安定法」という。)」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じるよう、企業に義務付けています。
加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高齢者就業確保措置)を講じるように努めることを企業に義務付けています。
今回の集計結果は、従業員21人以上の企業7,036社からの報告に基づき、このような高齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

66歳以上まで働ける制度のある企業の状況



60歳以上の常用労働者の推移



ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。

▶ 「求人なんでも相談」受付中！

ハローワーク磐田を利用して人材を募集してみませんか？ハローワーク磐田の求人者支援員が、ハローワークに提出いただいた求人が採用に結びつくように事業所の方と相談し、わかりやすい求人票、魅力のある求人票づくりのお手伝いをしています。

【例えばこんなことをしています...】

●事業所に伺います

ハローワークに来所できない事業所の方には、求人者支援員が事業所を訪問します。ハローワークインターネットサービス内「求人者マイページ」の利用方法、ハローワークへの求人票の提出方法、魅力ある求人票づくり等のご案内・提案します。

●魅力ある求人票づくりのアドバイス

提出いただいた求人票が、仕事探しをしている方の目にとまりやすくなるよう、事業所の方から会社の強み・アピールポイントなどを聞き取り、記載内容の見直しについて提案を行います。

●紹介部門と連携し求人をフォロー

求人票提出後は、仕事探しをしている方(求職者)の相談を担当している紹介部門と連携し、求人票をフォローします。

【求人者支援員の取組により採用につながった事例】

【A社 製造業 従業員30人程 職種「機械加工」の求人】

求人申込み後、なかなか応募者がいないとの相談をうけ、求人者支援員が事業所を訪問し、職場見学及び採用担当者様から業務内容についてうかがった。「競合他社が少ない部品を扱っているため、受注が安定している。」「働いている中堅社員の方々の賃金が、同規模の事業所と比較して高い。」という事に気づき、これらの事柄を事業所の魅力・強みとして整理し、求人票に反映したところ、実務経験のある求職者の目に留まり、採用につながった。

【事業所の声】

- ・求職者の視点で提案してくれる。(文字情報だけでなくHPに誘導する等)
- ・事業所にとって当たり前でPRするほどのものではないと思っていたが、PRポイントだと知った。
- ・普段は管内雇用状況に触れることは少ないため、求人倍率、求職者の様子、パランスシート等の全体の話が聞けて参考になった。
- ・雇用にあたっての助成金の話がきけて参考になった。

お待ちしております！



▶ 働き方改革関連法「オンライン簡易セミナー」のご案内

- 開催日：令和6年3月22日(金) 10:00~10:30
- 申込受付開始：令和6年2月20日(火)~(最大300名様)
- テーマ【『労働条件明示のルール』が変更されます】

2024年4月施行の「労働条件明示のルール変更」&「有期労働契約者への明示の改正」(更新上限、無期転換者の申込機会、無期転換後の労働条件)のポイントを解説します。



▶ フリーランスの取引に関する新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に公布されました。2024年秋頃までに施行される予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と ②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

法律の内容

義務項目	具体的な内容
①書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと
④募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申し出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講ずること
⑦中途解除等の事前予告・理由開示	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

※発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

お問い合わせ先
項目①~③
公正取引委員会
中小企業庁
項目④~⑦
厚生労働省



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省